表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課長 | 係長 | 係員 |
|  |  |  |

一時給水申込書

年　　　月　　　日

（あて先）

福岡市水道事業管理者

使用申込者　住所

氏名

一時用の給水について，次のとおり申し込みます。

なお，福岡市水道給水条例その他諸規程を遵守します。

違反した場合には，給水を停止されても異議ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置所在地 | 　　　　区　　　　　　丁目　　　　番　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　番地 |
| 指定給水装置工事事業者 | 住所氏名または名称 |
| 建築業者 | 住所氏名または名称　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　　－ |
| 使用予定期間 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　　年　　　月　　　日まで　　（　　　か月間） |
| 水道料金等の請求先 | 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話（　　　）　　　－ |
| 水道料金等の支払方法 |  |
| 使用形態 | 工事用その他（　　　　　　） | 備考 |

※太線内を記入のこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 水栓番号 | 一時用 | 整理番号 |  |
| メーター口径 | mm　 | 受付者氏名 |  |

裏

|  |
| --- |
| 福岡市水道給水条例（抜粋）（市のメーター等の管理義務）第7条　給水装置の使用者（第11条第1項の規定により代表者を定めたときは，その代表者。以下「使用者」という。）又は所有者は，市のメーターを常に清潔に保管しなければならない。2　使用者又は所有者（以下「保管者」という。）は，市のメーターの設置，撤去，交換，点検又は修繕（以下「設置等」という。）に支障を生じないように給水装置を常に適正に管理しなければならない。3　保管者は，市のメーターの設置等に支障となるような物件を置き，又は工作物を設けてはならない。4　保管者が前条第3項及び前3項の規定に反した場合は，管理者は，当該保管者に必要な措置を行うべきことを指示し，又は自ら行うことができる。5　前項の措置に要した費用は，保管者の負担とする。（給水の中止）第12条　管理者は，使用者が1か月以上給水装置を使用していないと認めるときは，前条第2項第1号の規定による届出がなくても，給水を中止することができる。（給水の停止等）第39条　管理者は，保管者が次の各号のいずれかに該当するときは，その理由が継続する間，給水契約の申込みを拒み，又は給水を停止することができる。(1)　料金，加入金，手数料その他この条例に規定する費用を指定の期限までに納付しないとき。(2)　市のメーターの設置等を拒み，又は妨げたとき。(3)　第7条第4項又は第10条第2項の規定による管理者の指示に従わないとき又はこれらの規定により管理者が行う必要な措置を拒み，若しくは妨げたとき。(4)　第10条第2項の規定による管理者の検査を拒み，又は妨げたとき。(5)　給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水装置の構造及び材質が令第６条に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。(6)　給水装置の構造及び材質が，令第６条に規定する基準に適合していないとき。(7)　正当な理由がなく第37条の規定による立入りを拒み，又は妨げたとき。 |